

会 議 録

1 会議名

令和8年度 第6回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○諮問事項（公開）

・上越地域医療センター病院の改築について

○自主的な審議（公開）

・地域にぎわい事業補助金の高田区における提案事業を高田区地域協議会が評価することについて

3 開催日時

令和8年9月14日（月）午後6時30分から午後8時22分まで

4 開催場所

高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

5 傍聴人の数

5人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

・委員：澁市会長、栗田副会長、廣川副会長

飯塚委員、上原委員、北川委員、佐藤委員、下村委員、杉本委員、

富田委員、町委員、宮崎委員、村田委員、山岸委員、吉田委員、

淀野委員（欠席3人）

・地域医療推進課：池田課長、武藤室長、笠鳥室長、忍足保健師長

・事務局：南部まちづくりセンター 稲田所長、小池副所長、荒川係長

8 発言の内容

・会議録の確認：澁市会長、淀野委員に依頼

【議題：諮問事項 上越地域医療センター病院の改築について】

■ 説明

- ・事務局から、諮問は区内の住民の生活に及ぼす影響の観点から地域協議会に意見を求めるものであると説明された。
- ・地域医療推進課が、資料No.1に基づき説明

■ 質疑応答

- ・質問／意見：将来的に病床数を150床程度まで縮小する方針に不安がある。特に大規模災害発生時の近隣自治体からの患者の受入れや感染症発生時のことを考慮しているのか懸念している。また、病床数の試算は、現在の医師数が充足している中での数字なのか、それとも医師不足により受入れを抑制している中での数字なのかを確認したい。

→回答：直ちに150床へ縮小するものではなく、開院時は既存の病棟を活用し、173床を確保する考えである。病床数については、将来の人口動態や現在の患者数、介護施設の充足状況等を踏まえ、通常時の必要病床数を推計しており、県の地域医療構想調整会議で合意が図られたものである。有事の際には、通常はスタッフが使用する講堂を一時的な受入れスペースとして活用することも想定している。また、現在は16人の医師が勤務しているが、医師不足を理由に患者の受入れを制限している状況ではない。今後は、医療需要を見極めながら、病床数を段階的に削減していく。150床程度とする時期は未定であるが、必要な医療が提供できるよう、医師の確保を図っていく。

- ・質問／意見：医療需要が減少する要因について、人口減少以外にはどのようなものがあるのか。

→回答：回復期や慢性期の必要病床数は、2040年頃まで増加した後、減少に転じる見込みである。医療需要の将来推計は人口動態を基本としているが、介護施設の充実や自治体による健康寿命の延伸に向けた取組などが影響している。人口動態以外の要因により、将来予測が難しくなっている。

- ・質問／意見：令和6年度及び令和7年度は、収支不足に対応するため、一般会計から4～5億円の繰り入れが行われている。市は、人の命に関わること

であるため、どれだけ赤字になっても改築は進めるという考えなのか。

→回答：改築に伴い、今後は年間５～６億円程度の赤字が見込まれるが、上越地域医療センター病院は地域にとって必要な病院であることから、改築及び運営を継続していく考えである。一方で、人口減少に伴う税込減少が懸念されるため、患者数確保による収入増加や国・県の補助金の活用などによる財源確保に努め、一般会計の負担軽減を図っていく。

- ・質問／意見：第１病棟を解体し、新病棟を建築するとのことだが、令和１３年１１月の開院までの約３年間は、どのように対応するのか。市民への影響はないのか。

→回答：第１病棟の解体により、一時的に病床数は１６５床となるが、第２病棟、第３病棟、南病棟、北病棟を活用し、入院患者を受け入れていく。また、外来診療や検査機能は既存施設を継続して使用できることから診療への支障はない。現在の患者数であれば対応可能と見込んでおり、患者数が想定を上回る場合には、他の病院と連携し対応しながら改築を進めていく考えである。

- ・質問／意見：市有地の有効活用に当たり、民間事業者への売却等を検討する際は、地元事業者を優先してほしい。また、市有地の有効活用と病院改築や運営に係る資金面での関連について伺いたい。

→回答：市有地の有効活用や病院改築については、できるだけ地元事業者の参入を図りながら進めていく。また、市有地の有効活用に当たっては、土地の売却や貸付けによる収入を財源確保につなげ、改築に伴う経費を軽減したいと考えている。あわせて、病院と民間事業者が連携することで、双方にメリットのある施設整備となるよう検討を進めていく。

- ・質問／意見：発注方式を従来方式とすることによる地域経済への波及効果とは、具体的にどのようなものか。

→回答：従来方式は、設計後に工種ごとの分離発注が可能となるため、地元事業者の参入機会が増え、地域経済への波及効果が期待できる。

- ・質問／意見：南側アクセス道路整備による周辺住民への影響はないのか。

→回答：アクセス道路の整備により、救急車両が住宅地内の狭い道路を通行する必要がなくなり、交通の分散も図られることから、住民への好影響が期待される。

- ・質問／意見：事業費が前回計画から大幅に増加しているが、今後も事業費がさらに増加し、契約額の範囲内での施工が困難になるなど、改築計画が再び中断される可能性はないのか。

→回答：発注方式については、事業者への事前のアンケート調査やヒアリング結果を踏まえ、地元事業者が参入しやすく、工事が中断される可能性が低い従来方式を採用することとした。また、概算事業費は2年後の発注時期を見据えた価格推計に基づき算出している。設計段階で事業費が変動する可能性はあるが、病院の老朽化が進んでいることから、改築を先延ばしせず、市民の理解を得ながら計画を進めていきたいと考えている。

- ・質問／意見：南病棟後方の雑木林となっている土地の所有状況や管理状況を確認したい。

→回答：対象地はほぼ市所有地であり、一部に民有地も存在する。草刈りを実施するなど一定の維持管理を行っている。なお、南側からのアクセス道路の整備予定地も市所有地となっている。

■ 諮問に対する答申についての協議結果

- ・病院改築は大きな案件であることから、即日答申は行わず、各委員が市民の意見等を確認しながら一定期間検討した上で、次回会議において改めて協議し答申内容を整理する。
- ・地域医療推進課に確認したい事項がある場合は、事前に事務局に申し出ることとし、必要に応じて次回会議への出席を依頼する。

【議題：自主的な審議 地域にぎわい事業補助金の高田区における提案事業を高田区地域協議会が評価することについて】

■ 説明

- ・事務局が、資料No.2に基づき、提案事業の評価は地域自治区の設置に関する条例第

7条第1項に該当する事項に基づき運用可能であるとの市の考え方を説明し、地域協議会による評価への協力を改めて委員へ依頼した。

- ・ 湊市委員が、資料No.3に基づき、本案件の問題点について説明した。
- ・ 栗田副会長は、前回会議資料「高田区地域協議会自主的審議に係る提案書」の「4 今後の見通し」に記載した5項目について意見書として提出したいと考えているが、補助金制度そのものに反対する趣旨ではないと説明した。また、地域自治に関する市の理解が十分ではなく、新たな補助制度は地域自治の趣旨に必ずしも合致していないとの考えを示した。

■ 質疑応答

- ・ 質問／意見：提案事業の評価は、地域協議会が地域活動の内容を知る機会となることから意義があると考えます。市が示した条例の解釈に基づき、地域協議会が評価を行うことに賛成です。
- ・ 質問／意見：提案事業の評価は、高田区のまちづくりへの理解を深める機会として一定の意義があり、評価に関与したいという思いはあるが、評価項目が多く、委員の負担が大きいと感じる。評価に要する負担の軽減が図られれば対応可能と考えます。
- ・ 質問／意見：地域活動を知ることと提案事業を評価することは別問題である。地域活動への理解を深めるのであれば、活動団体から直接話を聞く機会を設ける方法もあるのではないかと。
- ・ 質問／意見：書面のみで提案事業を評価することは難しく、実際の活動現場を確認しなければ適切な評価はできないのではないかと。
- ・ 質問／意見：条例に規定されていない業務を地域協議会に依頼するのであれば、まず条例を改正して位置付けを明確にするべきではないかと。
- ・ 質問／意見：条例第7条の規定は包括的な規定であり、解釈によって評価業務を含むとも含まないとも受け取れることから、地域協議会の役割を明確にするために見直しが必要ではないかと。
- ・ 質問／意見：提案事業の評価への参加は、委員ごとに考え方や対応可能な状況が異なることから、各委員の判断に委ねてもよいのではないかと。

■ 協議結果

- ・提案事業の評価は、条例で定められた役割には含まれないとの考えを基本とし、市に対して意見書を提出する方向で整理した。
- ・意見書には、「地域協議会に提案事業の評価を依頼するのであれば、まず条例改正により役割を明確に位置付けるべきである」との趣旨を盛り込むこととした。
- ・意見書案は事務局が作成し、正副会長と調整した後、委員へ郵送することとした。
- ・意見書は書面決議により賛否を確認し、提出することとした。

■ その他

- ・質問／意見：投票所の変更は市民生活に影響を及ぼす重要な事項であり、特に高齢者の移動手段などへの配慮が必要であると考え。町内会には意見照会が行われている一方で、地域協議会に諮問等が行われていないことについて疑問がある。

→回答：投票所の変更は高田区に限らず全市的な課題であり、地域協議会において議論するのではなく、市議会において議論されるべきではないか。（栗田副会長発言）

【事務連絡】

■ 説明

- ・今後の地域協議会の日程連絡

第7回地域協議会：10月26日（月）18：30から

第8回地域協議会：11月 2日（月）18：30から

第9回地域協議会：11月16日（月）18：30から

会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

- ・第7回地域協議会では、公共施設の適正管理に関する諮問など多くの議題が予定されており、すべての審議が終了しない可能性が高いため、11月2日にも地域協議会を開催する予定である。
- ・質問／意見なし

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 0 2 5 - 5 2 2 - 8 8 3 1 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 0 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。